

# 妊婦のための支援給付

令和7年4月1日からの制度改正により、  
 「出産・子育て応援給付金(出産・子育て応援ギフト)」が  
 「妊婦のための支援給付(妊婦支援給付金)」に変更となります。



## 令和6年度までの支給内容

時期	妊娠期		出産後	1歳
	妊娠初期 (妊娠届出時)	妊娠中期 (妊娠6~7か月ごろ)	新生児訪問時	1歳の誕生月の翌月
対象	保健師等との面談を受けた妊婦		訪問指導を受けた養育者	1歳を迎えたお子さんのいる家庭
支給金額	5万円相当	1万円相当	10万円相当	6~8万円相当
支給内容	出産応援ギフト 【電子ギフトカード】	育児パッケージ 【育児用品】	子育て応援ギフト 【電子ギフトカード】	バースデー育児パッケージ 【QUOカードPay】



## 令和7年度からの支給内容

時期	妊娠期			1歳
	妊娠初期 (妊娠届出時)	妊娠中期 (妊娠6~7か月ごろ)		1歳の誕生月の翌月
対象	妊婦	保健師等との面談を受けた妊婦	妊婦	1歳を迎えたお子さんのいる家庭
申請方法	妊娠初期面談の際に 申請方法をご案内します。	妊娠中期面談の案内が SMSで届きます。 来所いただき、 面談後にお渡しします。	妊娠中期面談の際に 申請方法をご案内します。	誕生日翌月に案内が郵送で届きます。 専用フォームから申請及びアンケート 回答をおこなってください。 後日、書留でギフトが届きます。
支給金額	5万円	1万円相当	5万円	6~8万円相当
支給内容	妊婦支援給付金 【現金給付(口座振込)またはギフト】	育児パッケージ 【育児用品】	妊婦支援給付金 【現金給付(口座振込)またはギフト】	バースデー育児パッケージ 【QUOカードPay】

出産後、東京都から赤ちゃんファーストギフト(10万円相当)が支給されます。

妊婦支援給付金は、流産、死産、中絶された方にも支給されます。

